

## 第2回宮城県指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談

平成26年6月9日(月)

事務局：それでは、定刻となりましたので、これから第2回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談を開催いたします。本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いたします。それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日は、村井知事、佐藤市長さん、また浅野町長さん、猪股町長さん、それぞれ議会のお忙しい中、この第2回の関係者会談にお集まりいただきまして感謝を申し上げます。

さて、前回5月26日の第1回会談におきましては、各市長、町長さんの皆様方からさまざまなご意見をいただきました。我々だけではなかなか把握できない地元特有の事情やご意見を伺うことができ、大変有意義であったと思っております。本日は、前回いただきましたご意見、ご質問について環境省から回答をさせていただき、意見交換をさせていただければと思っております。

一方で、選定手法におきましては、既存の知見やデータを用いて候補地の選定作業を行いましたため、全てのご意見に対して現在、把握している情報ではお答えできないところもございます。前回いただいたご意見、あるいは要望書や質問書などを通して、地元から上がっている声を一つ一つしっかりと受けとめるとともに、これらについてきちんとした形でお答えをする上でも詳細な調査を実施させていただき、追加的な情報の入手を必要不可欠と考えており、詳細調査へのご理解をお願いいたします。

また、冒頭の中で、各市長さん、町長さんの方々から、私も現地を見るべきという話が出ているものと認識をしております。環境省事務方では既に現地確認を実施しておりますけれども、国会の状況が許しますれば、私自身もできるだけ早く現地の状況を自分の目で確認したいと考えております。環境省としても、宮城県の指定廃棄物を安全に処理するため、引き続き全力を尽くし、宮城県及び地元市町の皆様方の協力を得ながら着実に前進の日々を送ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局：続きまして、村井宮城県知事からご挨拶をお願いいたします。

村井知事：本日はご多忙の中、皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。井上副大臣、浮島政務官におかれましては、国会開会中、大変お忙しい中、たびたび足を運んでいただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

先月の26日に開催されました第1回目の会議では、いろんな問題点が指摘され、また質問も出ました。今日はそれに対する答えを準備してきていただいたと思いますので、忌憚のない意見交換ができればというふうに思っております。

毎回足踏みをしているというわけにはいきませんので、半歩でも一歩でも二歩でも十歩でも前に進めるように、そういう建設的な議論を重ねることを期待しております。副大臣から、現地視察というお話もございました。私も極力、副大臣の予定に合わせて現地に行きたいというふうに考えてございます。どうかよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

事務局：本日の出席者につきましては、資料に出席者名簿をつけておりますので、恐縮ですが、そちらでご確認をよろしくお願いいたします。それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、一番上に議事次第がついておりますけれども、そこに配付資料の一覧がついております。議事次第の下に出席者名簿がついておりまして、その下が座席表でございます。

資料の1-1が「栗原市からいただいた御指摘について」、1-2は「大和町からいただいた御指摘について」、資料1-3は「加美町からいただいた御指摘について」ということで、本日の資料は以上でございます。もし不足がありましたら、事務局までお申しつけ願います。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、カメラについてはご退室をお願いいたします。すみませんが、カメラのほうはご退室よろしくお願いいたします。

本日も円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。それでは、これからの議事の進行は浮島政務官が務めさせていただきます。それでは浮島政務官よろしく申し上げます。

浮島政務官：本日の会談の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の進め方といたしまして、議事次第にありますように、まず議題1、第1回関係者会談における栗原市・大和町・加美町からいただいたご指摘に対しまして、まずは環境省からご説明をさせていただきます。その後にご出席の3市町長の皆様から順番にコメントをいただき、それぞれのコメントについて環境省からご回答をさせていただきたいと思っております。その後、さらに意見交換を行う流れとしたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、ご説明をさせていただきたいと思っております。

梶原部長：環境省廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。

資料1-1から1-3を使って、前回ご指摘を賜りましたご意見等につきましての考え方をご説明申し上げたいと思っております。ただ細部にわたりますものですから、また事前にお渡しできたと思っておりますので、少しかいつまんでご説明をすることでお許しいただければと思っております。

まず、資料1-1でございます。まず、1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。これは各市町共通の回答という形でさせていただいているんでございますけれども、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうかといったようなご指摘でございます。これにつきましては、言うまでもないことではありますけれども、市町村長会議におきまして議論を重ねた選定手法について、その中で具体的な評価項目、評価基準、あるいはデータに何をを用いるかについてあわせてご説明をし、ご理解をいただいたところでございます。それで、環境省におきましては、この選定方法に従いまして選定作業を行い、その結果として、整理に使用したデータを全てお示しした上で詳細調査候補地を提示させていただいたものでございます。

これらの既存の知見に加えて、詳細調査の実施を通じまして、科学的、あるいは技術な観点から必要となる文献の調査、あるいは候補地におけるボーリング調査等などにより、地質、地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えておるところでございます。これらの情報により、改めて有識者会議におきまして安全性を評価した上で、さらに丁寧なご説明をしたいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えているところでございます。実際に会議でご説明申し上げました、選定方法並び

に選定に使用しますデータにつきましては、2ページ目、3ページ目、4ページ目、5ページ目と7ページ目まで書いてあるところでございます。

9ページを開いていただきたいと思います。環境省が選定に用いた地すべりの地形分布図については1982年のデータになっており、2008年の岩手・宮城内陸地震も反映されていない。新しいデータになっていないのではないかとのご指摘でございます。選定の際に使用しますデータにつきましては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価ができるものを採用するという基本的な考え方に基きまして、どの資料を使うかといったようなことも市町村長会議で併せてご説明させていただいたところでございます。今回の防災科学技術研究所の地すべり地形分布図につきましては、ご指摘のとおり、1982年に初めて公開されたものでございます。最新版の2012年版においても、1970年代の航空写真を判読して作成し直したものであるという意味で、データが古いということは、そのご指摘のとおりでございます。ただ、地すべり等の選定手法といたしましては、こういった地図情報に加えて、平成24年10月に国土交通省から公開されております深層崩壊溪流レベルマップというものを使うということで、選定方法の中のご説明させていただいておまして、これについては加えておるところでございます。実際の詳細調査におかれましては、こういったような既存の知見に加えまして、例えば今、岩手・宮城内陸地震詳細活断層図などの新しい情報も踏まえております。そういったようなものには、あるいは他省庁または市町で所有していただいている情報についても参考にさせていただくとともに、ボーリング調査などによります地質・地盤等に関する詳細なデータを追加的に情報を得たいと考えております。そういったようなものを使いまして、さらに安全の評価をさせていただければと思っている次第でございます。

1ページおめぐりいただきまして、地すべりの可能性が隣接地域で非常に高い地域であるということのご指摘を賜ってございます。選定の考え方については、最初の に書いてあるとおりでございますけれども、2番目の でございます。ご存じのとおり、候補地そのものにつきましては、これまで使うと申し上げて説明してまいった地すべり危険箇所等々のところに該当しないということでもあります。深山嶽の候補地そのものはこれに該当するという地域になっておりません。さらに、岩手・宮城内陸地震で被害を受けた主要な地域、あるいは岩手・宮城内陸地震の推定活断層という資料を確認しましたところ、候補地の中に推定活断層というものはないということになっております。

他方、この候補地は、ご指摘にありますとおり、岩手・宮城内陸地震の被害を受けた地

域に近いということでございます。そういう意味で、地すべりの影響は十分に評価する必要があるというふうに考えております。そのために詳細調査等におきましてさまざまなデータを得て、その後、有識者会議でも評価をしていただき、安全性についての評価としていきたいと思っておりますのでございます。

右のページ11ページでございます。火山についてのご指摘も賜りました。火山につきましては、今の選定方法では、気象庁の火山噴火予知連絡会で選定されております47の火山、宮城県の場合は、栗駒山と蔵王ということになりますけれども、これを対象として除外をする区域の設定をしているということでございます。ハザードマップが作成している場合は、火砕流等の予測範囲エリアを除外すると。ハザードマップが作成されていない場合は、火口から4キロ以内のエリアを外すということにしております。今回、そういったような視点で除外をさせていただいているところがございます。

次に、資料1-2を使いまして、ご説明をさせていただければと思います。まず、ページをおめくりいただきまして、9ページ、一つ飛びまして恐縮でございます9ページでございます。現地確認、全部で17カ所させていただいているんですが、その17カ所について情報を出すようにというご指摘がございました。簡単ではございますが、10ページ、11ページに17カ所の情報を入れさせていただいているところがございます。

それと、ページをちょっとおめくりいただきまして、12ページでございます。王城寺原演習場周辺の被害防止事業の調査結果において、あるいは船形ダムの計画時にここに地すべりが多くの不適切であるという指摘もあったということのご指摘でございます。ご指摘の文献については、今、県のほうに問い合わせをしまして、また私ども入手できていないという現状でございますけれども、2番目の にありますように、候補地そのものにつきましては、地すべり危険箇所等々の地域に該当していないということでございます。これらの既存の知見に加えて詳細調査の実施を通じて、いろんなデータをとっていききたいと思っております。そのデータを含めて、改めて専門家を含む有識者会議におきまして安全性を評価した上でご説明をさせていただければと思っております。詳細調査の上でも詳細調査の実施、ご理解を賜りたいと考えているところがございます。

またページをちょっとおめくりいただきまして、20ページ、埋蔵文化財のところでございます。この下原遺跡自体は、史跡・名勝・天然記念物所在地について、国及び県が指定したもののうち、移設ができないものについては対象に加えませんというものからは外れておるところでございます。しかしながら、本件につきましては、詳細調査を行わせて

いただく際に、留意すべき必要な手続について確認をさせていただきたいと考えております。その上で可能な範囲において埋蔵文化財に影響を与えないように、施設の配置等について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ページをめくらせていただきまして、22ページをご覧になっていただければと思います。候補地の土地は緩衝緑地帯として住民が譲り渡したものです。緩衝地帯を使うことについて防衛省の考え方はどうだろうということでございます。2番目の丸でございますけれども、防衛省に確認いたしましたところ、王城寺原演習場の周辺に所在する防衛省所管の国有地は、演習場から生ずる砲撃音対策として住宅等を移転した跡地であり、防衛省が同演習場と周辺地域との緩衝地帯として保有しているものであります。その用途として、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地、広場、その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるというところでございます。

防衛省としては、緩衝地帯を災害復旧のために必要な指定廃棄物最終処分場として用いようとする場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得ることが大切であると考えていると、このような回答をいただいているところでございます。

右の23ページでございます。防衛省から地元に対して説明があるのかといったようなご指摘を賜りました。ご存じのとおり、指定廃棄物の処理につきましては、国が責任を持って実施をするということでありまして、また、その処理は環境省が行うこととされておりますので、地元へのご説明につきましては、環境省は責任を持って行ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

ページをおめくりいただきまして、25ページでございます。演習場の着弾地のそばにあり、誤射による飛散のおそれはないのか、安全と言えるのかといったご指摘でございます。防衛省に確認いたしましたところ、砲弾等の誤射が発生しないように、各種火砲にある安全機能のほか、安全確保のための処置を行っていると聞いております。環境省といたしましても、誤射については、そのようなことが起こらないように十分な対応をとった上で訓練がなされるものと理解をしております。

大変恐縮でございますが、資料1-3でご説明をさせていただきたいと思います。まず、8ページをお開きいただきしたいと思います。田代岳一帯は地すべり地帯であり、周辺には崩落地も確認されている。候補地には大変もろい凝灰岩が分布し、入り口付近には泥岩も存在していると。候補地では法面崩壊も見られており、候補地としてふさわしくないのではないかといったようなご指摘を賜りました。

二つ目の でございますけれども、全国一律のデータで評価をしたというところでございますけれども、候補地そのものにつきましては、地すべり危険箇所、あるいは地すべり地形箇所等々には該当しているかどうかということを確認しておりますけれども、田代岳の候補地は、これらの除外する地域には該当していないというデータになってございます。候補地の地質に関する情報につきましては、安全性を確認するため必要なデータとなります。表面だけではなく地下の地質構造についても把握をしてみたいというふうに考えております。そのためには、ボーリング・弾性波探査などの詳細調査を行うことが必要だと考えているところでございます。また、候補地の法面につきましては、一部法面の保護工が経年劣化のためにはがれ落ちたと考えられる部分がございますけれども、その状況や対策についても改めて詳細調査の中で確認をさせていただければと思っております。これらの詳細調査で得られました追加的な情報により、改めて有識者会議におきまして、その安全性を評価した上でご説明をさせていただきたいと考えております。

右側のページ9ページでございます。平成7年度の鳴瀬川農業水利事業二ツ石ダムの環境影響調査事務報告書の内容についてでございます。ご指摘の報告書の中では、「採掘終了後の形状によっては、崩壊・崩落が加速し、鳴瀬川水系と江合川水系の分水界の崩壊が大規模に進行するおそれがある」との記述があります。ただ、この記述は、採石が行われた場合の影響の予測ということでありまして、あわせて、その報告書には、環境保全対策が記載されているところでございます。環境保全対策を踏まえた評価といたしましては、「採石方法については、地形、地質の状況を考慮した勘案した採石方法とする。また、排水計画については、雨水排水等を地下浸透しにくくする計画である。さらに緑化については、保全対策でも述べたような緑化対策を講ずるため、環境保全目標は達成されるものと評価される」と記述をされているところでございます。

岩石の採取工事につきましては、上述のとおり、必要な環境保全対策を実施した上で行われたものと考えております。私どもとしましては、候補地の安全性につきまして改めて詳細に確認をするため、関係省庁、あるいは町が所有しておられます情報につきましても、できればいただき、候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。また、処分場を設置するといったような場合の必要な対策についても、あわせて検討をしていきたいと思っております。これらの情報も含めまして、改めて有識者会議におきまして安全性を評価した上で、ご説明を引き続きさせていただきたいと思っております。

ページを抜けていただきまして、10ページでございます。候補地の面積でございます。平場は1.96ヘクタールであり、2.5ヘクタールには不足している。法面を削って面積を確保するのではないかといたようなご指摘でございます。候補地全体として、災害復興のために利用可能な国有地として、面積7.9ヘクタールの原石採取跡地であるということでもありますけれども、これは全体として7.9ということでもありますけれども、空中写真で確認したところ、原石採取跡地の造成された土地の存在が確認されたわけでございます。その結果、現地確認を行い、必要な面積が確保できるなだらかな土地であるかどうかの確認を行っております。

右のページにちょっと地図もございましてけれども、上の濃い茶色のところが道路でございますけれども、その道路から候補地に入ります通路の両側に、左右に沈砂地が配置され、さらに通路を進むと三方が高い急な法面に囲まれた土地になるわけでございますが、ここに約2.3ヘクタールの広さを持つ平たん面が広がっております。それで、この入り口の2キロ沈砂地の部分、あるいは高さの低い切り土の部分及び通路で0.3ヘクタールの土地が確保でき、これを合わせて必要な面積を確保できるというふうなことを考えている次第でございます。ここの広い平たん分の周りにあります切り土、法面を削って面積を確保するといったようなことは考えていないところでございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページでございます。候補地の平均傾斜は50パーセントであり、15パーセントを超えていることから選定基準を満たしていないのではないかといたようなご指摘でございます。候補地は、災害復旧のために利用可能な国有財産である国有地であり、その面積全体としては7.9ヘクタールでございます。空中写真並びに現地確認の結果、この候補地におきまして必要な面積を満足するなだらかな傾斜の土地が確保可能であり、先ほどの2.6ヘクタールの部分で可能であると考えてございます。これらの土地については、平均的な傾斜が15パーセント以下であると考えておりまして、選定基準は満たしていると考えていると考えているところでございます。当然のことながら、その他の部分につきましては、15パーセントを超える法面も存在しておりますけれども、実際に利用するエリアにつきましては、平たん面が大部分であり、平均的な傾斜は15パーセント以下になっていると考えているところでございます。

全体はまだまだいろいろあるんでございましてけれども、私のほうからは、かいつまんで、これまでの説明とさせていただきたいと思っております。長くなりまして、どうも申しわけございませんでした。ありがとうございました。



浮島政務官：それでは、これからご出席の3市町長の皆様から順番にコメントをいただき、それぞれのコメントにつきまして環境省からご回答させていただきたいと思います。後ほど意見交換の時間を別途取っておりますので、大変恐縮ではございますけれども、最初のご発言はなるべく簡潔にお願いをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、初めに栗原市長の佐藤様、よろしくお願いいたします。

栗原市長：前から申し上げておりますとおり、前回の会議におきまして、私は候補地に選定された深山嶽が安全であるということ、科学的根拠を持って示してほしいとお願いいたしました。この回答では納得することができません。したがって、井上環境副大臣に直接現地をご覧いただきたい。見るのが一番と私は思います。したがって、この地が適地であるかどうか、現地でご説明したいと思います。以上です。

浮島政務官：続きまして、大和町の浅野町長様よろしくお願いいたします。

大和町長：回答をいただきました。この点についてちょっと2、3どころかいっぱい質問があるんですが、まず私が前回質問した時に、順番をちょっと違って質問したと思っています。王城寺原の関係から進めておりましたので、今回もちょっとその辺からご質問させてもらいたいと思います。

まず9番、22ページですね。この回答では色々あるんですが、防衛からの回答というものについて確認した結果とか確認したところとなっているんですが、防衛省から文章での回答はあったのでしょうか。あったとすればどういった立場の方がどういった立場で回答されてきたのか、また写しを見せてもらいたいと思います。

それですね、防衛省の考え方の用途、2つ目の ですか、用途としてはうんぬんかんぬん、公園、緑地、広場、その他の公園空き地、というふうに考えられるということですが、この中には決してその他建物とか入っていないんですけど、これについて環境省としてどのように考えているのかなと思います。この答えを見ますと防衛省でどういったものが造られるのかきちっと把握しているというんですか、正確に知っているのか、環境省でどのような説明・質問しているのかなという思いがございます。それから の3つ目でございますけれども、理解を得ることが大切であると考えているとのこと、伝聞風に書か

れておりますけれど、理解を得るだけでよろしいのでしょうか、ということですね。理解は当然ですけれど、了解ということが必要になってくるのではないか、いずれこの回答につきましては、とのことです、とのことです、ということなんで、さっき一番最初に申しましたけれど、これが文章的にどういうふうに防衛からきているのか、この辺のお示しを是非お願いしたい、というふうに思います。

それから10番目でございますけれど、この地元に対する説明についてでございます。廃棄物の処理につきましては環境省ということはその通りだと思っておりますが、この土地につきましてはご承知の通り、特別な事情があって、国が防衛省が、住人に全戸移転の手続きを取得した土地でございます。目的外に使用されるということになれば、当然その取得した方、防衛省の方から、その移転してもらった方はもちろんでございますが、大和町全体に説明があるべきだというふうに思います。環境省の説明というのは分かりますけれど、その前段としての土地の利用については、防衛の説明というのが是非必要。あそこを断腸の思いで故郷を捨てた人がいる、その方のことを決して忘れてもらっては困るというふうに思っております。従いまして防衛省からの説明をということですね。

次11番になりますが、これは当然我々もそのように考えております。答えの通りだという風に思っておりますよ。ただですね、残念ながら現実的に事故が発生している、ということがあるということです。王城寺原では年間200日を超す実弾の演習がされております。その他にも今もやっておりますけど米軍の演習がやられております。この訓練、これまで57回、延べで57回、平成9年からやられておりますけども、17年経つんでしょうかね、その間に、57回やっているんですが、昨年矢臼別で事故があったということです。4キロメートルも離れたところに着弾をしているという現実があります。指定廃棄物につきましては100年程度のものというようなホームページ等で見せてもらいますと、100年程度で16分の1になるということでございますけども、米軍の演習が始まってから10何年間で事故が起きているんですけども、100年間にわたって何も起きないということが誰が断言できるのかというような気がいたしております。ご存知でしょうか、155ミリ榴弾砲というのは建物、敵陣地の構築物を破壊する、そういったものでございます。そういったものをどんどん撃っているわけでございますので、破壊力は非常に大きいと考えております。また現在は訓練が行われておりますけれど、残念ながら5日の日に山林火災が発生しております。幸い延焼とかはなかったわけでございますけれども、このことに関しては新聞にも載ってございましたけども、着弾地の火災はある程度起きるこ

とを想定しておりまして、それに対する対処をしているんだということでもあります。そういったことがあるということですね、これを認識してもらいたいと思いますし、演習場が安心であるとすれば、誰がどのように担保するんだと思っております。このことを言えば、また皆さんは市町村長会議で決定したとかそのような話になろうかと思えますけれど、常識的に考えて、そういった着弾地等について、ましてや緩衝地帯についても、そういった経緯がある土地についてですね、そういったことを考えるということ、考えられないと思います。地域特性、これは当然配慮されているべきだというふうに思っておりますので、宜しく願います。

それから、12番、現地を視察していただけるということで、私は是非見ていただきたいと思えます。できれば実弾やってますんで、その時見てもらった方が、状況がわかってもらえると思えますので、もし、時間の都合があるかと思えますが、そういったことも、できればそういったときに見ていただければというふうに思えますので、よろしく願いたいと思えます。

最初の方に戻りますが、最初については皆さんからちょっとずつの質問でご意見だったということがございます。市町村長会議で決定したもの、そして有識者会議で決定したものでございますけれど、基本的に考えると市町村長会議で決定してきてやったそのやり方については、私は尊重しなければならないということで申し上げてきました。それで今までできているわけですが、新たに色々な課題が出てきているわけがございますので、今後の進め方については、これまでのやり方一辺倒ではなく、もう少し、市町村長会議に戻すのではなく、現状を踏まえた中でのやり方も必要ではないかというふうに思っているところでございます。それが基本的な考え方です。

2番目の評価の方法の変更につきましても、前にも言われた通りですけれども、有識者会議の議事録を見せてもらいますと、4月22日に変更してますね。その時にこういう言い方をされていますね。候補地を絞り込んだが、結果として、土地利用や水源等の地域住民の関心の高い評価項目の評価が望まれる。アクセス性や利害関係の評価が相対的に高くなったことで選定結果の説得力が弱くなった、このため地元関係者の理解がより得られやすい場所を選定するために、自然と生活空間、水源、指定廃棄物の発生状況からみて評価して安心の観点を置く、というふうになっているようでございますけれども、結果としてそうなっているのかなという思いがございます。その中には川の問題があったり、希少、レッドデータブックに記載しているものがいつの間にか入っている、3の方で希少動物

の生息域については自然との関わりがあるものとしてまとめて評価しています、というけれど、まとまった評価にはなっていないのではないかと、というふうに思っております。

それから、現地調査の結果についてはお話あったとおりでございます。ただ、この現地調査につきましても、どうなんでしょうね、さっき、写真のあれを配ってありまして、あれがああ状況で背の低い草原となっているのかな、冬場に見た場合、見てもらったときは11月か12月だったと思いますけど、その頃の状況でどういう確認をされたのかはわかりませんが、ちょっと違うのではないかなと私は思います。だからといって評価が上がるとは思いませんけれども、それにしても見方がずさん、といったら失礼かもしれませんが、どうだったのかなという気がしております。

それから河川についてですね、近くを流れている河川について、そのことについては水を排出しない遮断型構造で安全であるとしているんですが、この辺について心配だから言っているんですね。それと他町村に対する説明は、というのが次にくる、近くを流れる川、他町村に対する説明については改めてそれは考えていないということなんですけども、こういうことってあるんでしょうかね。詳細調査の結果については必要に応じて関係者の方に説明します、他町村、どうなんでしょう。それで、見てもらったときは嘉太神の方のダムのことについては触れていたんですけども、花川とかの方の水系については触れられてなかったのはこの辺どうなのかと思っております。

それから下原地区の自然度4、これについてもさっき言いました写真のことがあればちょっとどうなのかなという気がします。

7番のレッドデータブックスに載っている、オオバヤナギが載っているんだけれどもと言ったら、県の指定植物については除外項目に含まれておりません、環境省の方がこういう発言をされるのに驚きましたけれども、その辺の疑問がございます。

埋蔵文化財につきましても、大崎タイムスに載ったということなんですけど、まあ考え方なんだろうね。それから、小鶴沢処理場の件です。このことにつきまして、一番最後になりますけども、非常に杓子定規な判断をされるのだなと残念に思っております。県は県、国は国という考え方なんだろうね。我々はこういったことに対して、みんなで協力しあってやっていくという考え方をもっているわけでございますけれども、小鶴沢で8000ベクレル以下ではございますけれども、下水道汚泥とか、そういったものを、こういう状況ながら新たに受け入れをやっていらっしゃるところでございます。それについてどういうふうにお考えになるのかと思います。もっと色々あるんですが時間もありますので以上

にさせていただきます。

浮島政務官：ありがとうございました。それでは今のコメントについてご回答させていただきます。

梶原部長：大変ありがとうございます。順番はご指摘を賜った順番通りにいけるかどうかちょっと自信がないのですが、まずは22ページからでございます。文書で回答があったかどうか、といったことでもございました。防衛省につきましては、こういった形で調整させていただいたかということ、本省ベースで調整させていただいたわけでもございますけれども、この文案を見て頂いてこの文案で答えてくださいという形で言われております。いずれにいたしましても、この回答のポイントにつきましては、周辺の地域の特性に応じて緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるということ、そして災害復興のために必要な指定廃棄物処分場として用いようとする場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得て進めることが大切である、というのが防衛省の見解である、ということでもございます。この事業について23ページにございますけれども、防衛省の方から説明があつてしかるべきであるというご意見でございますけれども、防衛省に対しましては私どももいたしましてもこういったような事業をやるということで、今までのデータを使って説明してありまして、その施設が地元のご理解を賜れるように説明をする、あるいは事後の責任をもって対応をするというのは環境省であると考えておりますので、環境省から説明をさせていただければと思っております。25ページでございます。誤射の様々な対策がされているということだと私ども理解しております。必ずしもこの分野の専門家ではありませんけれども、緩衝地帯としてのところがそこが場合によっては誤射があつてもいいという整理になっているとはけつてそういうことはないという理解をしております。そういう意味におきまして、私どもとしても、この地域に誤射というものはないということを考えておるところでございます。

すみません、後の順番がちょっと自信がないのでございますけれども、1ページ目に戻っていきたいと思います。これまでの市町村単位の経緯については理解はするけれども、新たな課題も出てきているので、現状を踏まえたやり方があるのではないかとといったご指摘でございます。全体としての一つの考え方でありまして、すべてのご懸念についてお答えできるだけのデータが必ずしも揃っているわけではないと思っております。今ま

でのご利用いただいたデータ、やり方ですね、ここまできているところでございますけれども、さらに現地調査等の知見をですね、詳細調査等を踏まえ、知見を重ねながら、さらに安全性の評価をしてご説明をできればと思っている次第でございます。8ページ目でございます。候補地の重要項目という話から、項目が少なくなったのではないかとご指摘でございます。これにつきましては、今町長からもお話がありました通り、いろんな従来のやり方については反省がございます。1つは工事をするという都合が強すぎていのではないかとご指摘とか、あるいは項目が多すぎてわかりにくいのではないかとご指摘もいただいたところでございます。そういうこともありまして、一部絞り込みの分野から、絞り込みの項目から除外をする項目に移したのもございます。また、同じようなくくりのものについてはくくったということもございます。例えば、動植物の生息域につきましては自然等という形でまとめさせていただき、公共施設とか既存集落の影響についても生活空間ということで住宅との距離に整理をさせていただいた、あるいは地形地質とか文化財等については詳細調査の中でやっていくと整理をさせていただいているところがございます。

それと、13ページ、河川、そして水道利水、あるいは農業利水に対する影響とのごことでございます。特に他市町村への説明につきましては、これまで市町村会議におきまして確定させていただきました選定手法にのっとりまして作業を実施している、また選定経緯、結果につきましてはすでに市町村長会議でご説明させていただいているということもありまして、現時点におきましては他市町村への改めての説明は考えていませんということをおし上げて、書かせていただいております。ただ、詳細調査の結果でさらなる知見というものがでてまいります。それにつきましては、必要に応じて関係者の方々に説明をするかどうかについて検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

17ページでございます。自然度の部分、この自然度につきましては上の方の にご  
ざいすけれども、ご説明しご了解を賜っている宮城県の詳細調査候補地の選定手法にお  
きまして、候補地内に複数の植生自然度が分布している場合の扱いについて書いていると  
ころがございます。植生自然度の大きさを示すものを優先とするが、複数の植生自然度が分  
布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い  
方の自然度を評価に使用するという考えでございます。今回の下原地区のものにつきましては、自然度4のところと自然度6のところと、一部自然度7というところもござい  
ます。これらのうち自然度4の範囲で必要面積2.5ヘクタール確保できると考えておりまして、

候補地の自然度を4として評価させていただいたところでございます。

19ページ、オオバヤナギでございます。これは今のルール上はオオバヤナギの群生地については除外されておられませんけれども、最終的な候補地に対して植物種等の調査をするということになっておりますので、最終的な候補地、施工時における配慮事項等の調査をしてですね、施工時における配慮事項について検討整理をさせていただければと思っております。

27ページ、小鶴沢処分場におけます災害廃棄物、並びに現在処分していただいております8000ベクレル以下の下水道汚泥等の処理につきましてでございます。杓子定規で残念であるというコメントをいただいておりますところでございます。私ども大変ご理解とご協力に改めて深く感謝を申し上げたく思っておりますところでありまして、この点につきましては、大変恐縮でございますが、今回の市町村長会議でご議論頂いた選定項目に入っていないということについて大変恐縮でございますが、ご理解を賜ればと思っております。抜けがあったら大変恐縮でございますが、とりあえずのご回答でございます。

浮島政務官：続きまして、加美町の猪股町長さん、よろしくお願いいたします。

加美町長：詳しくは後ほどスライドで見て、私の意見はまず、最初簡単なコメントとですね、後から詳しくお話をさせていただきます。

まず、お話をお聞きして思ったことは、25年11月11日に資料が送られてきました。その資料にはこう書いていますね。5の3のところに、候補地の現地確認について。

「地図情報などをもとにして必要面積を確保できる土地として、抽出された土地について実際の地形等が候補地として問題がないかどうかを把握することを目的に現地確認を行う。具体的には、安全等に関する情報について、文献等により候補地固有の情報を調査するとともに、現地にて既存情報では把握できなかった除外されるべき地形、崩壊地等がないかを確認する」というふうに書かれております。

この加美町は、11月21・22日に現地確認されたということですが、このときにきちっと確認をしていなかったということが改めて分かりました。このときに確認すべきことを確認せず、全てを詳細調査で調査をしますということは全く納得ができません。回答は要りません。ですけど、詳しくこの件について説明をさせていただきたいと思いま

す。 以上です。

浮島政務官：もしあれでしたら、スライドを使って、よろしくお願ひいたします。

加美町長：まず、スライドを使って検証する前にお伝えしておきたいことがあります。

加美町は5月21日にも、我々の質問に対する回答をいただきました。そして、6月5日、今回の回答をいただきました。環境省からの回答には、いずれにも田代岳は東北財務局から災害復興のために利用可能な国有財産として情報提供されたと書かれておりました。不審に思い、東北財務局管財部管財総務第一課に確認したところ、「加美町には、災害復興のために利用可能な国有地はない」の回答でした。偽ってまで田代岳を候補地にした意図は何でしょうか。全く理解できません。

これから、平成25年11月11日、環境省が示した資料1に基づいて検証してまいりたいと思います。

まず、安全等の確保に関する事項。安全な処分に万全を期するため、地すべり、地震、洪水、津波等の自然災害が生じ得る地域をできるだけ避けることが重要である。この地域を候補地から除外することで、最終処分場等の安全性をより確実にすることができるとし、斜面崩壊について、大雨や地震の際に斜面崩壊が発生しやすい傾斜度が30度以上の箇所を除外する。30度以上の箇所を除外する。そして、砂防施設が必要とされている土地を除外する、と明記されています。

これは前回も見えていただいた写真です。明らかに候補地の東側斜面は崩壊をしています。さらに、東側斜面は傾斜約40度あります。30度以上あるんです。明らかに除外されるべき場所です。さらに候補地法面、51度あります副大臣。51度。この51度ある法面が7.9ヘクタールに含まれているんですよ。おかしいじゃないですか。この法面は7.9ヘクタール全体の68パーセントを占めています。ここが候補地に入っていること自体、まことにおかしい。除外されるべき地です。

さらに、評価基準には、これは国が示した表現ですが、大雨などによる山の斜面崩壊や溪流内の不安定な土砂が流出することにより起こる土砂災害を防止するために砂防施設が必要とされている土地を除外すると、はっきり6ページに書かれてあります。候補地東斜面には約3、400メートルの距離に、私たちが確認しているだけで、このような砂防堰堤が5カ所存在しています。既に存在しているんです、5カ所。明らかに対象外です。



一昨日、現地を確認してきました。砂防堰堤の下はこのようにかなりえぐられています。このコンクリートの下、ぼろぼろです。ぼろぼろ。明らかに、基準からして除外すべき場所です。これは宮城県が造ったんです。宮城県が昭和43年に、土砂災害のおそれがあるということで造ったのです。当然、これは除外すべき場所です。

では次に、雪崩危険箇所について評価をしましょう。豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内にある雪崩危険箇所を除外するとされています。ここは、今、申し上げた豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯です。雪崩危険箇所に挙がっていないと環境省はおっしゃいます。なぜか分かりますか。民家がないからです。5軒以上、民家がないければ、そもそも調査はしないんです。しかし、それは雪崩危険箇所ではないということではないんです。調査をすれば雪崩危険箇所になるのは明らかです。どうして雪崩調査をしないんですか。複数年の調査が必要です。

今、山形へ抜ける国道347号、知事のおかげで28年度、通年通行に向けて工事を進めていただいています。ここを通年通行するために何年もかけて積雪調査、雪崩調査をしているんです。

国の回答の中に、国が除雪等をしっかりと行うことによって道路通行の確保をしていきたいとあります。であるならば、複数年の調査をせずしてこのようなことは言えないわけです。明らかに雪崩の危険箇所です。

観光地の影響を見てまいります。観光地の影響を避けるために、主要観光地点及びその周辺区域を除外すると。具体的には、入込客数50万人以上の観光地が位置する市町村行政区となっています。これをごらんください。部長は、1月21日わが町にいらっしゃったときに、それぞれ施設ごとではなく、一塊として考えるとおっしゃいました。まさにやくらいは一固まり。県の平成22年宮城県観光統計概要によりますと、この場所で84万人以上の入込客が来ています。まさに一塊の観光地です。どうして誤りをお認めにならないのでしょうか。

それでは、必要面積を確保した土地の抽出の項目について検証しましょう。宮城県の最終処分場の候補地として、必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出となっています。なだらかな地形の土地について、必要面積2.64ヘクタールを確保できる、なだらかな地形というふうに定義をしています。これは環境省から示された配置図です。私、これを見て唖然としました。唖然としました。環境省はこんな土地をお探しになっていたんですか。ツルの喉のような、こんな土地を探したんですか。全く理解でき

ません。啞然としました。こんなことは市町村長からでも一切説明を受けておりません。苦し紛れのつじつま合わせとしか言いようがありません。

環境省は、ここのa2のところでは0.3ヘクタールが確保できると言っています。できません。この沈砂地は傾斜51度。初めから、ここはそもそも候補地から除外されるべきところでは、30度以上は除外。

そして、先ほど回答の中で、ここの環境保全の話をしてしまったね。農水省は環境保全のために、この廃止計画をつくったと言いましたね。書いてあります。これはその一環です。この環境保全のために設置した沈砂地を埋めて、ここも敷地にするなどということは、とても理解不可能です。苦し紛れとしか言えないです。そして、この道路a2についても、環境省では、2.3ヘクタールとれると言っています。2.3ヘクタールはとれません。これをごらんください。これは全体を示した図面です。1.96ヘクタールしかとれません。環境省が言っているのは、先ほど申し上げた、環境保全のために、この周囲に側溝が張りめぐらされております。これは先ほどのa2のところもあります。そして、この沈砂地。環境保全のために設置した側溝も埋め、沈砂地も埋め、これで国は2.3ヘクタールとれると言っているんです。そんなばかな話ないじゃないでしょうか。

先ほど部長はそう言ったでしょう。その環境保全がちゃんとなされていると。それは大事な点です。環境省の考えのことは、到底、到底私はわかりません。1.96ヘクタール以上はとれません。

そして、このとおり、法面からぼろぼろと岩が落ちてきています。この側溝の外側は緩衝地帯なんです。そこまでも使い、法面ぎりぎりまで使って、無理矢理2.3ヘクタールを確保いたします。それが現実です。

この図面をごらんください。最初に、東北財務局から、利用可能な国有地として提供があったということです。その時点ではこの図面をご覧になって、2.7ヘクタールとれると思ったのでしょうか。

11月21、22日、環境省東北地方環境事務所職員1名、そしてコンサル2名が現地確認を行った際、東側が図面のとおり削られていないことがわかります。図面はこうなっております。そして、環境省へ次のように報告しました。候補地は、山頂付近の尾根状に位置するダムの原石山跡地となっております。造成された平坦面が主体であるが、この地区だけでは必要面積が確保できないが、植生自然度6の地域を含めると、ほぼ平坦面で、約2.6ヘクタールを確保と報告しております。その時点で当初の図面とは実際にとれる

面積が異なる。ここの0.4ヘクタールは削り取られていないということがわかって、このような報告を環境省に伝えました。苦肉の策として、a2を含めて無理やり2.6ヘクタールを確保した結果が、先ほどのようなツルの首のような変形した地形になっております。

5月30日午前11時、町の職員が現地で環境省から委託を受けたコンサルにお会いしました。この地図を持っておりました。そして、こう言っていたそうです。「この図面どおり削っていないんですね。」このことから環境省は、当初、この部分で2.7ヘクタール確保できると踏んでいたんでしょう。しかし、実際は0.4ヘクタールが削られていないことがわかる。こちらのツルの首、そして沈砂地まで含めて無理やり2.6ヘクタールが確保できるというふうに回答してきたと思われます。これが国の言う必要面積を十分確保できるなだらかな地形の土地なんではないでしょうか。とてもそうは思いません。恐らく、ここにいる皆さん方も納得できるものではないでしょう。抽出要件を全く満たしておりません。

復習します。田代岳は明らかに除外されるべきエリアです。東側斜面法面は既に崩壊をしております。東側斜面は40度の傾斜地、候補地法面は51度、全体の68パーセントを占めます。東側斜面長沼沢に砂防施設が確認されているだけで5カ所あります。雪崩危険箇所が多数存在しています。薬菜は一固まりで年間84万人の観光地です。利用可能面積は1.96ヘクタール。以上のことから、この場所は詳細調査をせずとも、明らかに候補地としての要件を満たしていないことがわかります。

最後に、水と被害について申し上げたいと思います。ここは、県が平成22年3月、水道水源特定保全地域に指定した場所です。水源までの距離はゼロ。水源そのものです。県は指定しています。この場所に最終処分場をつくるならば、最上を含み、広範囲にわたって水道水に影響が出る恐れがあります。さらに、農業についても、広範囲にわたる被害が起こる恐れがあります。この場所は二ツ石ダム、そして岩堂沢ダム、そして最上に水が流れる分水嶺です。

実は二ツ石よりも岩堂沢のほうに約6割の水が流れます。ここから江合川水系、鳴瀬川水系、広範囲にわたって松島、東松島市にまで農業用水の供給をしています。農業への被害は明らかです。農業だけにとどまりません。

昨日、東松島市でカキやノリを養殖している漁業者に来ていただいて、二ツ石ダム湖畔でブナの植林を行いました。その際、こんな話を聞きました。21名おみえになりました。

東松島市のカキはミネラルを豊富に含んだ鳴瀬川のおかげで、身の引き締まった、おいしいカキができるんです。しかしながら、3.11以降、風評被害でいまだに十分販売ができないでいる。万が一、鳴瀬川の源流の田代岳に最終処分場ができるようなことになれば、さらなる風評被害で我々は苦しめられることになる。被害は農業、漁業にも及ぶことは明らかです。町長、絶対反対してくれと言われて、今日は参りました。

それでは、少しの時間、クローズアップ現代をご覧くださいます。

(映像放映)

風評被害とはこんなことです。そして、被害は次世代にまでということでしょう。

以上、検証しておわかりのところでは、この場所は明らかに除外されるべき場所です。選定には誤りがあります。そもそも、要件を満たしていない場所です。改めて白紙撤回を求めます。ぜひ、大臣、副大臣、政務官、梶原部長も現地をご覧ください。私が今、話したことは全て事実であること、そして、この場所が候補地としての要件を満たしていないことがおわかりになります。

浮島政務官：コメントありがとうございました。

梶原部長：どうもありがとうございました。全部きちんとコメントできるかアレでございますけれども、まず、資料は手元にも配られておりますので、その資料を見ながら、抜けがないようにしていきたいと思えます。

まず、安全等の確保に関する事項ということで、今、安全な処分に万全を期するために、地すべり等々をできるだけ避けることが重要であると、一つの考え方としてきちんと示しております。選定基準の中で示しております。それで、例えば具体的には、それをどういう形で臨むのかという点につきましても、有識者会議で、どういうデータを使って、どういう基準で抜くかということも決め、それを市町村長会議でもご説明をさせていただいているところでございます。

例えば、先ほどで言いますと、斜面崩壊という話については、平均斜度で30度というものを除くという形にしております。例えば、斜面崩壊のところを読み上げますと、具体的には、20万分の1の土地保全基礎調査、旧国土庁土地局土地保全図、及び県提供デー

タを用いて砂防指定地に該当するエリアを除外する、これがまず一つです。 2番目として、国土数値情報を用いて急傾斜地崩壊危険箇所に関連するエリアを除外する、これが二つ目の除外でございます。 3番目の除外、深層崩壊渓流レベル評価マップを用いて深層崩壊渓流区域の相対的な危険度の高い渓流地域に関連するエリアを除外。 4つ目、数値地図25000の50メートルメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを除外するというふうになっております。

いずれのケースにおきましても、これは斜面崩壊のところでもう申し上げましたけども、地すべり、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火につきましても、具体的にじゃあそれをどういう形で抜くのかというところが非常に重要になります。したがって、どの情報を使うか。それで、その情報を使ってどう抜くかといったようなものも合意していただかないと実際には決められません。したがって、そのようなご説明をさせていただいた次第でございます。それが第1点目でございます。

そういう観点で言いますと、今回の田代岳のあの地域については、該当はしないというふうに考えておるところでございます。

雪崩のところ、町長等が持っている9ページ目でございます。雪崩危険箇所を除外することにしておりますけれども、これもご理解、ご了解をいただいたものは、国土数値情報を用いて、雪崩危険箇所に関連するエリアを除外することを具体的なやり方についてご説明して、ご理解を賜ってきたものでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、パワーポイントの11ページ、観光への影響でございます。

これは私の発言を引いてご説明いただきました。私がお説明したのは、温泉のところでございますけれども、温泉の場合はいろんな旅館がいっぱいあるんで、個別に何メートルということではなくて、一体としてやりますとお答えしたつもりでございます。それで、観光につきましては、これにつきましては、宮城県の市町村長会議の中で、これは除外するようといったようなご意見が出て、除外したものでございます。それにあたりましても、どう除外をするのかといったようなことが非常に重要な観点でありまして、入込客数50万以上の観光地を位置する市町村行政区を除くとしております。そしてまた、その行政区から500メートルの範囲を除くとしております。

その際に、その数字をどういう形で判断をするのかという点につきましては、宮城県の観光統計概要の分類別主要観光地点、年間観光客入込数を用いる、ということになってお

ります。この入込客数で用いますと、確かにここにありますような、全体としては50万人を超えるかもしれませんが、データとして使うといったようなところでご了解いただいたデータを使えば、残念ながら、個々のもので判断をするということになりますので、50万人には至らないということでございます。これも一つの考え方だと思います。

さらに申し上げますと、ここにありますやくらい山を中心としてあります観光地群なんですけど、例えば、ご了解いただいたルールではありませんけれども、あわせて50万人以上であるということ整理をして除外をする行政区にした場合にありましても、今回の行政区、今回の田代岳という形の行政区とは別な行政区でございますので、今回の指定地域を除くということには該当しないということを考えております。

その次に、必要な面積の土地の抽出でございます。これにつきましては、今、2.64ヘクタールということでございますけれども、最新のデータを使うと、2.5ヘクタールもあればいいという形でご説明をさせていただいているところでございます。それで、例えば、先ほどの地図の中で実際に削られていないようなところがあるという話がありました。まさしくそういったようなところを確認するために現地確認をさせていただいたということでご理解いただければと思うんですが、実際に土地をとるときにこういったようなとり方をするか。今、2.5ヘクタール必要だというふうな言い方をしておりますけども、その2.5ヘクタールにつきましても、調整池の部分をとって、池ですね、いろんな洪水対策とか、そういったような話も、調整池なんかをとった上で2.5ヘクタールが必要だという形で考えております。

当然ながら、この中には建屋もでございます。当然ながら、例えば、入ってくるトラック等のチェックをする場所も要ります。そういったようなところがありまして、例えば、こういった通路みたいなところがあっても、当然ながら、そういったようなものも使えていくわけでございます。そういう意味におきまして、決して、こういう形であったからできないということではありません。

また、平坦な土地でございますけど、周りに排水の部分があるんだということでもあります。当然ながら、2.5ヘクタールの中には洪水用の調整池も含めて、そういったような排水機能を持つべきものであります。したがって、2.3ヘクタール、私どもは当然とれると考えておるんですけれども、その中に含まれていても問題はないものというふうに考えている次第でございます。

また、あわせて、もちろん今、映っています法面の崩壊地区に書いてあります、この

断面の斜面を掘削することが現在考えておりませんが、そのことを考えないでも、2.5ヘクタールはとれるものというふうに考えております。

水道水源であるといったような話がございました。この水道水源をどういう形でとらえるかということでございます。これにつきましても、さまざまなとらえ方があるかと思っております。今回の詳細調査の候補地の選定手法におきましては、水道並びに農業用の用水の取水点からの距離で判断をするという、それを加味して、絞り込みを行っていくという提案をさせていただきました。その提案の上で今、整理させていただいているところでございます。

もちろん、今、町長からご説明がありましたように、上流部分を全部、水道水源だから、このとおりやるべしという考え方もあるかとは思いますが、現時点で、これまでの全市町村長さんたちに集まっていただいてご説明した考え方、そして有識者会議でご了解していただいた考え方は、水道取水点からの距離で見込みを行っていくというものでございます。

あと、あわせて施設の安全性といいますか、そういった施設の対策で、水質保全上、問題がないようにやっていきたいということでもあります。

私のほうからは以上でございます。

浮島政務官：大変申しわけございません。時間が押してきてしまっているんですけども、さらにここで追加のご意見、ご質問等がありましたお聞きさせていただきたいと思っておりますので、何かございましたら挙手をお願いしていきたいと思っております。それでは、栗原市長様。

栗原市長：時間も短く切って話をしているんですけど、話長ければそれが得るのであれば、話なんぼでも出来るんです。それはやりません。端的に申し上げます。岩手宮城内陸地震、6月14日で7回忌です。追悼式を執り行うことになっております。

19名の方が亡くなられてですね、そしてまだ6名の方が行方不明なんです。そして3600カ所に及ぶ、大崩落あるいは地滑りが起こってる地帯なんですね、その地域がいかに地層的に無理かってことは、私はね、ここでいくら説明するより見て貰った方が一番話が早い。だからここは大切な事ですね、大臣も副大臣も政務官もですね、是非一緒に現地を見て貰いたい。そしてその場で歩いてもらいたい。それを現地を見ることによって初めて、ここでいくら議論してもですね、古いデータを持ってこられて、それを正当

化するような話をいくらされてもですね、私は理解できない、市民も絶対理解しませんよ。したがって現地を見て貰う、これは一番大切だと思いますので、念押しをかけて是非、現地確認はして貰いたい。一緒にですね、それだけです。

井上副大臣：あの、現地確認の件につきましては、それぞれ3人の市長さん、町長さんから、是非現地を確認してくれと、いうお話が、今この席上でもありましたので、一度私も是非お願いをしたいという風に思っております。おそらくですね、知事、それから市長さん町長さんも、私が現地確認する際、ご同行頂けるとは思いますけれども、ということで、なるべく早くですね、また具体的な日程調整のほうも是非お願いできればと思います。

浮島政務官 ほかにございますでしょうか。はいどうぞ。

大和町長：うちの方も現地確認、是非先ほど申しましたけれども、やって頂きたいと思っております。それから、今、残念なことに詳細調査という言葉が出てきます。私は決して今詳細調査を受けるということではなくて、前も申し上げている通り、やるとすれば全部揃ってという立場は今も変わってないんですけども、この詳細調査のやり方といいますかその、考え方についてですね、これまで市町村長会議を大事にして、そしてやってきたという事はわかります。そのことは決して否定もしません。それで今の状況ですと、詳細調査をもしやった場合ですよ、よしと言っている訳ではない、もしやった場合。その時にはその調査の結果を有識者会議に持って行って、という形になっておりますけれども、この前段階でやってきた市町村長会議から今回は具体的に少し絞られてきた中ですので、色々環境とか条件というのは違ってきていると思います。それで今こうやって皆さん、前回もそうですけどそれぞれの事情っていうんですか、そういった物をお話ししてる部分がありますので、もし詳細調査があるとすれば、それは直ぐ有識者会議に行くような会議ではなくてですね、その調査の結果、言ってみればこの第一段階調査の確認っていうんですかね、そういった事を諸々には出来ないのかと。そしてそのことを持って例えば、市町村長会議をもう一回開いてもらってですね、この状況を伝える、そして我々が今の状況を伝える、皆さんからも説明してもらおうという形の意見交換の場を持てるという事は出来ないものかと思っているんです。これは詳細調査も既に次の1個に絞るだけのという調査ということになります。今までの経過という事もあるかもしれませんが、そうなりますと全然、なんていいますか、今お話、我々がお話しているように、我々の事情っていうものを他の



市町村長さんわかってませんね。こないだ1月20日の日だって、発表があってそれだけの話で、それ以降は何もないわけですし、それが事情というか地域の特性、それこそ地域の特性というものが、考慮してると言いますけれども、そういったものが考慮されてないといいますが、する場もないというか、市町村長の方達にわかって貰えないというものがありますので、そういったことで、調査の結果、我々の意見を言って、皆さんからのご意見を聞く、そこで判断するという事ではなくてですね、そういう場を設けて貰うっていう事は、然るべきではないかというふうに思っております。

梶原部長：詳細調査のやり方でございます。私ども事務方といたしましては、今後詳細調査を進めていく際に、本日そして前回も含めてですね、様々なご意見を頂いておりますので、そういったご意見にですね、しっかりとお答えできるような形の詳細調査を設定できればとまず思っています。それと、まず詳細調査の結果につきましてはですね、いろんなデータがありましたという事もさることながら、そのデータをこういったような形で理解をすればいいのか、これは危ないと思うのか、安全だと思うのかといったような評価も私どもだけではなくて、有識者の方々のご意見も賜りながら、整理をしてそれで、説明を申し上げる方が良いのかなと、実は思っております。そういう意味では、なかなかいきなりオープンにしてですね、オープンな会、場所でどうのこうのという事では無いのかもしれませんが、有識者の方々のご意見を賜りながら、整理をしてですね、まずはご了解を賜れば、詳細調査を実施致します。結果をですね、皆様方にご説明しながら、私どもの考え方をご説明させて頂ければと思っている次第でございます。今ただちに、その結果を市町村長会議という形でですね、全市町村長の方々に、戻すことというのは今のところ考えていない、ということでございます。

大和町長：あの決して戻すという事では無くてですね、バックするのではなく、今までのことについてはそれとして、これからの考え方ですね、今までのやり方について、やってきたわけですがけれども、ここでこういった課題が出てきているという事ですから、そのあり方についてはまた、次のステップとしてですね、市町村長会議に意見を求めることがあっても良いというふうに思います。この間の資料でも、詳細調査の後にまたなんかという文章がちょっと出てきましたね、我々が知らないような。去年、この間の資料の詳細調査後の調査だな、というかたちで、ああいうこともぼっと出てきておりますし、或いは市町

村長会議でも話したんでしょうかね、私ちょっと理解しておりませんが、そういうこともあって、そういうことでこれまでの経緯はもちろん尊重しなければならないというのは申し上げますけれども、こういった中で、新たな課題というますが、そういったものが確実に見えてきている訳ですので、それを我々3人だけでって訳ではなくてですね、もう一回結論を出すということではなく、皆さんの意見を聞くという場、というものがあっても当然しかるべきではないかと、こういうのを決定するに当たっては、全市町でやりましょうという事で、スタートしている話でもありますので、ここに来て3者、3つだけでどうのこうのということでは無くてですね、決して戻るという意味では無くて、そういったことの場合が必要じゃないかと私は思うんですけど。

井上副大臣：詳細調査はですね、そういう意味では調査自体は、非常に重要だと思っておりますし、是非お願いをしたいと思っております。他方でその後の進め方という事に関しましては、町長さんの方おっしゃる意味も、我々わかりますんで、ただそれは実際ですね、詳細調査をして、その結果どういった結果が出てくるとそういった事にもよると思えますんで、出来ましたらですね、その後意見をとりあえず受け止めさせて頂いて、そして実際に詳細調査それに入る段階においてまたその後どうするか、そういった手続き面についてもご相談をさせて頂ければと思います。

加美町長：特にこの場で回答はいりません。ペーパーできちっと回答していただきたいと思っております。一ついえることはですね、先程申し上げたように、本来3候補地に絞る前の段階で、きちんと図面等では確認できないことについて文献等により候補地固有の情報を調査する、二ツ石ダムの報告書、我々してきたじゃないですか。そういうものを含めてですよ、これは。採石場ということは必ず報告書があるということですから。そういったことを参考にしていな。そして現地にて既存情報では把握できなかった除外されるべき地形、崩壊地等がないか確認する、これを確認してないんですよ、確認してないでしょ、11月21日、22日に行って、その後意見が出てから来て、先程回答がありませんでした。砂防堰堤について確認していないでしょ、だからこういうことになるんですよ。3候補地に絞り込む前の段階でやるべきことをやっていなくて、それを含めて詳細調査やりますと、それはおかしい、ルール違反です。この場所は今説明したように、歯でいえば歯槽膿漏ですよ、ボロボロ。そこにいくら国がコンクリート固めて施設を作ります、言って

も、そんな危険な場所にいくら頑丈につくろうとも、むしろそれは今進行している斜面崩壊を促進するだけのことです。ですからまず、副大臣現地を見に来て下さい。ご案内いたします。30度以上の斜面、これはもともと除外ですよ。7.9ヘクタールのうち68パーセントがそうなんです。それまで含めて候補地にすると、ルール違反です。まったく基準に合致していません。回答はいりません。後からペーパーでいただきたいと思いません。

浮島政務官：ご意見ありがとうございました。本日は環境省からの回答に関しまして、各市町長の皆様から様々なご意見を頂きまして、本当にありがとうございます。また前回頂きましたご指摘につきましては、本日ご回答させて頂きましたけれども、今もお話にございましたけれども、十分にご回答出来ていない部分もございます。これらのご意見につきましては、検討させていただきまして、また改めてご回答させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、次に議題2にございますけれども、その他についてでございます。本日は前回の会談で3市町長の皆様から、様々なご意見・ご指摘を頂き、環境省から本日は、回答させて頂いたところでございます。一方で、回答におきましても随所にご説明をさせて頂いたとおりに、候補地の選定手法につきましては、市町村長会議で、全首長さんの出席のもとで、決定されたものでございます。既存の知見で一律に評価できるデータが得られる情報には限度があるという事も、事実でございます。これまでの会談で各市町長さんの皆様から出されたご意見等しっかりお答えさせていただくためにも、3つの候補地におきまして、詳細調査を実施させて頂き、その中で詳細、データ等の追加の情報これをしっかりと得まして、そして安全性等の評価をする必要があると考えているところでございますけれども、これに対してご意見を伺いたいところでございます。いかがでしょうか。

加美町長：今私が申しあげたでしょう、本来3候補地に絞り込まれる前の段階で、17候補ですか、に絞って現地調査をしたとその段階で文献を調べる、関連する文献を調べるそして現地を確認して、既存情報では把握できなかった除外されるべき地形が無いかどうかを確認する、そのことに立ち返られなければならないんですよ。詳細調査、はるか以前の問題です。受け入れることは出来ません。

浮島政務官：現地確認につきましては、出来るだけ早い段階で実行させて頂きたいと思っております。

梶原部長：あのよろしいですか、今仰られた現地確認の段階ですね、把握すべきことを把握してないじゃないかというご指摘でございます。いくつかのご例示を上げておられ、頂いている訳でございますけれども、少なくともその、田代岳ですね、平坦地そしてその通路部分を含めて2.6ヘクタールの部分については、現在のですね、選定方法からみて全然問題が無いという風に考えているところでございます。今、例えば7.9ヘクタール全部がですね、全部が基準に該当しなければならないといったような考え方、ではありません。これは、例えば自然等に関しても同じなのでございますけれども、どういう立体的な広がりで見えていくのかという整理をした場合に、2.6ヘクタールの土地で2.5ヘクタールですね、用地の確保が今回の考え方で、例えばという考え方でございます。よろしければですね、ちょっとすいません、1枚だけ紙を配らせて頂ければと思っております。あの私ども今回のご指摘、そして前回のご指摘を踏まえてですね、詳細調査というものはどういったものなのであろうかといったようなものを少し、まとめて来たものでございます。

まず詳細調査の目的でございますけれども、詳細調査の候補地の選定というのは、既存の知見で地図情報として全国に整理され一律に評価できるものを使用するというような考え方で、来ております。その為に、実際の地盤の状況あるいはその地面の中の状況でありますとかそういったような所につきましては、十分な情報はとれていないということでございます。したがって、詳細調査におきまして、必要な対策を検討しつつ、安全面で支障が無いことあるいは、事業の実施に施工が可能であるという事を確認をする、といったような事でございます。具体的には裏面を見て頂きまして、例えば様々な懸念、ご心配にお答えする必要があるがございます。例えば、今日もご指摘をいっぱい賜っておりますけれども、地滑りあるいは崩壊といったものに対するご懸念につきましては、当然のことながら地質地盤性状といったようなものが必要でございます。地下水の性状というものも必要でございます。そのために、地表地質踏査、ボーリングあるいは弾性波探査といったような事をやっていく必要があると思っております。

また、アクセスについての問題があるというような、ご指摘も受けております。そのために沿道の施設でありますとか、除雪、雪崩対策についての調査をする必要があると思

っております。また埋蔵文化財といったような、ご心配・ご懸念についても、実際どのような形で今後調整していけるのか、あるいはどういう形で影響を避けることができるのかといったようなこともやっていく必要があると思っております。これにつきましては安全性の評価を有識者会議においても、また評価を受けながら皆様方とご相談させて頂ければと思っている次第でございます。

栗原市長：少し早すぎますよ、おかしいですよ。梶原さん、こんなもの出されてどうするんですか。我々今やろうとしているのはですね、とりあえず現場を確認してくれって言っているんですよ。詳細調査についてまだ一言も話していないんですよ。浅野町長さんが言われていたでしょう。もう一度原点に戻して市町村長さん全体の意思を一緒にしてもっかい作り直さなければ駄目だと、仰ったでしょう。そこにこの詳細調査1枚の紙切れポンと出してですね、これを押し付けるというのはとんでもない話ですよ。これは撤回してください。

梶原部長：誤解を生む説明だったかもしれません、すみません。

井上副大臣：すみません、私が指示をしたものですから。あの誤解は生じたようであれば、申し訳ないと思います。むしろ詳細調査の目的とか、あるいは内容について、ご理解がなかなか伺ってないと思ったものですから、私どもの方でこれを提出して、そしてご説明をするとそういうつもりでご説明をいたしました。ただ、市長さん、これを議論する段階ではないという事であれば、撤回をさせていただきます。

栗原市長：3首長そろってね、詳細調査を受け入れる大前提なんですよ、そのために理解を深めるために現地を確認して、こういう状況だってことを環境省の方にも理解してもらおう。それでお互いにわかったってことになればですね、じゃあそこにそって、こちらの要望にそった形でですね、色んな調査をされ、詳細調査という事になれば、それはそれで私良いと思っているんですよ。しかしね、一気にこうポンとこられるとこれはだから良いんだというやり方をされるとですね、ちょっとおかしいんじゃないかと、浅野町長さん言われましたでしょう。やっぱり35市町村長がいるんですから、その方々とやっぱりここでもう1度原点に戻るってことは大切な事なんですよ。そこわからないままに3市町長揃っ

たから前進めってやり方をされるとですね、ちょっと我々市民に対する説明がつかないと、こういう事ですから。慎重にやって頂ければと思います。

浮島政務官：色々なご議論本当にありがとうございます。まずは副大臣も私も現地を見るべきというご意見をたくさん皆様から頂きました。出来るだけ早い時期に現地の状況を確認させたいと副大臣の方からも申し上げさせて頂いたところでございますので、つきましては、環境省といたしましても、なるべく早期に現地を見させて頂きたいと考えており、特にご異論が無ければ、事務的に日程調整を進めさせて頂きたいと思います。

井上副大臣：ありがとうございます。是非なるべく早急に現地を見させて頂きたいと思っております。ただ、他方で今时期的にも、私ども国会もありますし、またそれぞれ県や市や町の議会もある。あるいはいろいろお忙しい方ばかりでありますから、もし宜しければこの場で少し日程調整等をさせて頂ければと思います。

浮島政務官：ありがとうございました。本日は本当にさまざまな意見交換をさせていただき、最後に知事からよろしく申し上げます。

村井知事：3人の市長さん、町長さんは本当にご苦労さまです。私は宮城県全体を見なければいけない立場ですので、残りの32人の首長の言葉をやはり具体的にしなければいけない立場でもございます。本当に県内に指定廃棄物が、散在しておりまして、皆、非常に苦しんでいるということで、この3人の首長さんに、今、塗炭の苦しみを味わえているということ、本当に32人に首長にかわって心より感謝を申し上げ、そしてお詫びを申し上げたいというふうに思います。

国におきましては、本当に淡々粛々と機械的に、事務的に物事を進めるということではなくて、本当にこの3人の首長さん方、そして首長さんの後ろには住民の皆さんがおられて、ものすごい反発です。それは間違いないです。私のところにも厳しいご意見が既に3人の首長さんの地域から届いておりまして、大変な状況だということをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。その上で3人の首長さん方をお願いしたいのは、これは皆さんのおっしゃっていること、本当にそのとおりだというふうに思いますが、誰かがどこかで受け入れなければ、結局、いつまでたっても堂々めぐりが続いてしまうと

いうことでありますので、本当に苦しいと思いますけれども、一歩ずつでも、半歩ずつでも一緒に前へ進んでいただきたいというふうをお願い申し上げます。

今日、前回も含めて、ずっとこの議論を聞いていて私、非常に疑問に思うことが一つございます。それは風評被害、これに対しては間違いなくおっしゃっていることはみんな3人の首長さん方は正しいですけれども、施設の安全性という面では、特に放射能の問題については、私どもが知り得る紙上の情報しか知り得ませんけれど、知り得る情報では、燃やす施設ですね、焼却する施設であったとしても、1年間に出る追加被ばく線量は1ミリシーベルトと言われております。そのように聞いております。1ミリシーベルトというのは、X線の検査を1カ月0.6ミリシーベルトですから、2回受ける程度と。1年間に2回、胃の検査を受ける程度の放射線量、また、埋め立て終了後の処理場の周辺への影響は0.01シーベルト。1年に0.01シーベルトと言われておりますので、先ほどの胃のX線の検査の60分の1という、そのぐらいの量だということです。ぜひ、国は、その安全性もぜひ県のいろんな候補地だとか、あるいは新聞だとか、広告だとか、そういうのを使って、この施設が安全であると。ただ、風評被害はございますよ。風評被害はありますけれども、この施設をつくることによって健康被害はないんだということは、ぜひいろんな形でPRする努力はしていただきたいというふうに思います。何となく不安だということで、みんな物すごく不安がってしまっているんですね。ですから、原発から出る高濃度の廃棄物では決してないんだと。健康被害がない施設を造るんだということは、まずそこを、例えば県内の全ての家にポスティングをするだとか、あるいは新聞の折り込みを入れるだとか、あるいは新聞の広告を打つだとか、いろんなやり方があるかと思っておりますので、ぜひ、そういった努力を鋭意していただいて、住民の不安払拭にも努めていただきたいというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

3人の首長さんにおかれましては大変だと思いますけれども、朝早くから現地視察ということになりますが、どうかよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。少しずつお互いの疑問点がだんだん明らかになってきている。また、考え方が明らかになってきているという意味では、私は手応えを感じているということを知事として申し上げておきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

浮島政務官：ありがとうございました。最後に、井上副大臣からご挨拶をさせていただきます。

井上副大臣：長時間にわたりまして大変ありがとうございました。前回に引き続きまして、さまざまなやりとりをさせていただいて、今、知事からもお話がありましたけれども、私も少しずつ理解が深まってきたというふうに思っております。確かに、それぞれ県民、市民、町民の方々を代表して、そしてその声を押し上げていただいている。本当に重いことだなということを受け止めて、これから我々国が責任を持って対応させていただきたいというように思っております。また、今日は現地確認の現地視察のご提案をいただきまして、そういうことでは、一歩ずつ進んでいくということで、ぜひやらせていただきたいと思いますし、ありがたいと思っております。また、私どもしっかりやってまいりますので、どうぞよろしくいたします。どうもありがとうございました。

浮島政務官：それでは、これで本日の関係者会談を終了させていただきます。本当に長時間にわたりありがとうございました。